

議会基本条例 条文案

【第12章補則】条例の見直し

A案	議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。
B案	